

光市立光総合病院経営改善支援業務仕様書

1 業務名称

光市立光総合病院経営改善支援業務

2 業務目的

光市立光総合病院経営改善支援業務は、光市立光総合病院（以下「光総合病院」という。）における増収及び費用削減策の検討・提案及び伴走型支援などにより、収支改善による経営基盤の安定を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

上記2の業務目的に沿って、専門性の高い経営分析や医療・経営現場への直接介入を通じ、次に掲げる業務を実施する。

(1) 経営状況の分析

- ア 収支や各指標の実績等を基にした現状分析
- イ 収支や各指標の月次分析
- ウ 収益、費用及び各指標の分析
- エ 地域の医療需要等の外部環境の分析
- オ 院内ヒアリングによる課題の抽出及び分析（医師や看護師、医療技術職員、薬剤師、事務職員等との直接的な対話を通じた分析）
- カ その他病院経営に関する分析

(2) 経営改善の提案及び伴走型支援

上記（1）の分析結果から改善策を企画・提案し、その実施を支援する。改善策の企画においては、令和10年度には経常収支を均衡させることを目標とし、早い段階で現金・預金の減少を止めることができる提案とすること。

- ア 収支の改善（収益向上、費用削減）に関する提案及び実施支援
- イ 職員の業務効率性の向上や病床配分の見直しによる改善提案
- ウ 医療機能や患者数等に応じた職員体制の見直し提案
- エ 専門知識やノウハウを活用した経営改善を目的とする医療現場への直接介入（医師や看護師、医療技術職員、薬剤師、事務職員等との直接的な対話を通じた助言・指導等）
- オ 地域の医療機関や福祉施設等の関係機関との地域医療連携機能の強化支援
- カ 経営改善に向けた施策に取り組むためのロードマップの作成

キ その他病院経営に関する改善提案及び支援

(3) 職員の意識改革への支援

上記(2)を実施するにあたり、職員又は職種間の連携の円滑化や、職員のモチベーションを上げ、改善意識を浸透させる施策の実施支援

(4) その他業務(独自提案)

上記(1)から(3)に明記されていない事項についても、業務目的の達成に必要と認められるものについては、委託者と受託者で協議の上、積極的に行うものとする。

5 再委託

再委託は原則禁止とする。ただし、高度な専門性を要することから、一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、事前に委託者と協議し、承認を得た上で、再委託を実施することを可能とする。

6 成果物

- (1) 上記4の業務内容の結果を完成したものから順に、成果物として提出すること。また、毎月末時点の業務の進捗状況を記載した「月次進捗状況報告書」を作成し提出すること
- (2) 成果物の提出は、委託者から特に指示がない限り、書面1部及びデータ(ワード又はエクセル及びPDF形式の両方)一式とする。
- (3) 成果物の書式、データ形式、提出時期及び提出方法(メール添付等)は、委託者と協議のうえ決定するものとする。

7 責任者及び担当者

- (1) 受託者は、医療政策及び病院経営について相当な知識や技術を持ち、経営改善に関連する現場参加と適切なアプローチを実施できる力量を有し、適切で迅速な提案を行うことのできる人員を配置すること。また、本業務に関する責任者を選任し、当院に報告すること。
- (2) 担当者は、令和3年4月1日以降において、光総合病院と同規模程度以上の病院の経営改善支援業務に従事した経験を有すること。
- (3) 受託者は、本業務の責任者及び担当者に不測の事態が生じ、本業務の履行に支障が生じる恐れのあるときは、委託者と協議の上、速やかに代替者を配置すること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び関連計画、基準等を適切に反映遵守し実施すること。

- (2) 成果物及び作成途中の資料の著作権、及び著作権等は委託者に帰属し、委託者の許可なく使用し、または掲載してはならない。
- (3) 受託者は、本事業を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務実施のために必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (4) 受託者は、本業務により知り得た内容等について、本業務の履行期間中及び業務終了後においても、機密保持のため十分な体制で適切に保管し、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、本業務目的以外に利用しないこと。
- (5) 受託者が本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護に関する関係法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (6) その他、業務の実施に際して、疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

9 光総合病院の概要（令和8年2月1日現在）

| | |
|---------|---|
| 事業開始年月日 | 昭和26年10月15日 |
| 経営形態 | 地方公営企業法全部適用 |
| 所在地 | 光市光ヶ丘6番1号 ※令和元年5月移転新築 |
| 建物面積 | 17,910㎡ |
| 病床数 | 一般病床210床 |
| 病床機能 | 急性期143床 回復期67床 |
| 看護配置 | 一般 10 : 1 地域包括ケア 13 : 1 |
| 診療時間 | 平日 8 : 30 ~ 17 : 00 |
| 休診日 | 土・日曜日及び国民の休日 12月29日～1月3日 |
| 指定病院 | 救急告示、へき地医療拠点病院、病院群輪番制、DMAT |
| 標榜科目 | 内科、内科（消化器）、内科（循環器・呼吸器）、内科（内分泌）、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、リハビリテーション科、脳神経外科、麻酔科、精神科、放射線科、緩和ケア内科 |

令和6年度病床機能報告については下記のリンクから参照すること

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/open_data_00018.html